

## 令和8年度 玖珠町障がい者優先調達推進方針

### 1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、玖珠町の事務・事業の実施に伴い行う、物品及び役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの調達の推進等を図ることを目的として策定する。

### 2 適用範囲

この方針は、玖珠町のすべての機関が発注する物品等の調達に関して適用する。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

#### (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

#### (2) 障がい者多数雇用企業

- ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
- ・ 重度障がい者多数雇用事業所（以下の①から③を全て満たすもの）
  - ①障がい者の雇用者数が5人以上
  - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
  - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

#### (3) 在宅就業障がい者等

- ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ・ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

### 4 調達目標額

令和8年度の調達目標額を次のとおり定める。

- ・ 物品（印刷物、消耗品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、その他） 10千円
- ・ 役務（一般事務、除草・清掃作業、その他） 8,662千円

5 調達推進の方法

障がい者就労施設等が供給できる物品等を、大分県が取りまとめた資料をもとに各機関に情報提供を行い、障がい者優先調達を依頼する。

6 調達実績の公表

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、玖珠町ホームページ等を通じて公表するものとする。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉保険課福祉班とする。